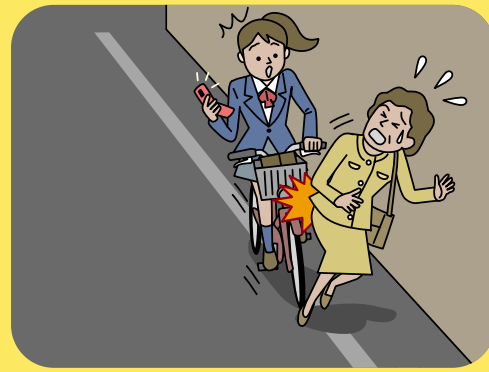


SJクイズ ?

[問題編]

Q1 女子高校生（17歳）が携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前を歩く女性（57歳）と衝突し、女性に重大な障がいが残ったという交通事故がありました。この時の裁判で、女子高校生に請求された損害賠償額はいくらでしょう？

- ① 500万円
- ② 1000万円
- ③ 3000万円
- ④ 5000万円

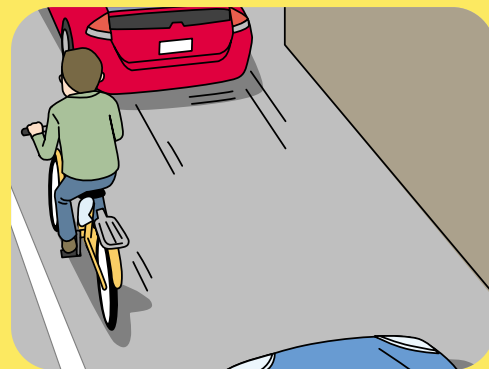


Q2 平成21年中の中学生年代（13～15歳）の交通事故件数（第1当事者）のうち、自転車乗用中はおよそ何%を占めるでしょう？

- ① 60%
- ② 70%
- ③ 80%
- ④ 90%

Q3 次のうち、道路交通法違反ではない自転車の行為はどれでしょう？

- ① 二人乗り
- ② 車道通行
- ③ 夜間の無灯火
- ④ 並進（横に並んでの走行）



【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736



Q1 解答 ④ 5000万円

<解説>

自転車は道路交通法では「車両」。そのため、交通ルールを守らなかったり、危険な走行で事故を起こしてしまった場合、自転車の運転者として、クルマやバイクの運転者と同様に責任を負うことになる（14歳以上であれば、少年法にもとづいて刑事責任が問われる）。携帯電話の操作などの片手運転は、道路交通法で禁止されている。傘や荷物、犬のリードを持つなどの片手運転も違反になる。

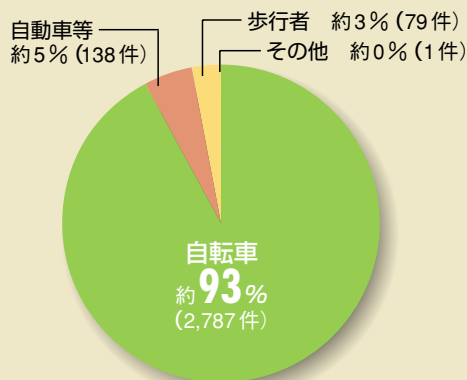
また、自転車乗用中の交通事故で死傷した人は年間で15万人を超える。そのうち、対自動車事故、対二輪車事故は減少傾向であるのに対して、自転車と歩行者の事故は増加している。自転車に乗るときは、歩行者優先の意識をしっかりとって、安全に利用する必要がある。

Q2 解答 ④ 90%

<解説>

年齢層別、当事者別交通事故件数（第1当事者）をみると、中学生年代（13～15歳）の事故件数は合計3004人。そのうち、自転車乗用中に起きた事故は2787件と、全体の約93%を占めている。中学・高校生年代（13～19歳）における自転車乗用時の違反で最も多いのは、安全不確認。続いて、一時不停止、信号無視。また、交通事故の発生場所では、交差点が7割以上を占めている（以上、警察庁資料より）。信号機の有無にかかわらず、交差点では必ず一時停止を行い、周囲の状況をよく観察して、左右の安全を確認する必要がある。

●中学生年代（13～15歳）の当事者別交通事故件数（第1当事者）



Q3 解答 ② 車道通行

<解説>

自転車はクルマやバイクの仲間であるため、原則として車道の左側端を通行する義務がある。歩道は道路標識等で自転車の通行が認められている場合のみ徐行し、通行できる。通行指定部分がある場合はそこを通行し、指定がない場合は歩道の車道寄りを通行しなければならない。交通ルールを守ること、それは交通社会の一員としての責任でもある。

【自転車に関する主な道路交通法】

- 車道を通行するのが原則
 - 車道は左側端を通行する
 - 下記の場合は歩道通行可
 - ① 標識等で通行可とされている。
 - ② 13歳未満の子どもや70歳以上の方、身体の不自由な方の場合。
 - ③ 安全上やむを得ない場合。
 - 歩道は歩行者を優先し、徐行する
 - 夜間はライトをつける
 - 二人乗りはしない
 - 横に並んで走行しない（並進の禁止）
 - 携帯電話の操作や傘をさしての片手運転はしない
- ※ 道路交通法以外に、ヘッドホンを使用しながらの運転等、都道府県公安委員会規則による禁止事項があります。

【使用上の注意】

● 営利目的での利用はおやめください ● 内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ● その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736